

三菱ケミカルグループお取引先様へのお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、三菱ケミカルグループでは、皆様とよりよい社会の実現をめざすために、企業が果たすべき責務を「お取引先様と共有をお願いしたい事項」として取りまとめさせていただきました。お取引先様におかれましては、本主旨にご賛同頂き、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

わたくしたちの社会、かけがえのない地球は、今、大変厳しい状況に置かれております。持続的な自然環境や社会環境の存続を脅かす、地球の温暖化、資源の枯渇、生態系の破壊、エネルギー問題、人権問題、ルールを逸脱した企業行動、倫理観を欠いた経済活動等々、わたくしたちは様々な課題に直面しております。そして、これら諸課題に対処する上で、ソリューションを提供できる企業に社会から大きな期待が寄せられていることは、ご高承の通りであります。

わたくしたち三菱ケミカルグループは、「人、社会、そして地球の心地よさがずっと続いていくこと」を KAITEKI と名付け、この KAITEKI の実現をめざして全社挙げて様々な活動を展開して参りました。特に、経営におきましては、サステナビリティを核にした経営手法の導入や非財務的な活動成果の定量化を進めて参りました。そして、この様な取り組みにおきましては、弊社グループの努力だけではなく、ステークホルダーの皆様との協奏が何より大切であるとの認識を基本にして参りました。例えば、製品の調達から製造、物流、販売、廃棄までを一体として捉えた場合には、ステークホルダーの皆様と協力してこそ成果が出るものと考えております。このような観点に立ち、この度、三菱ケミカルグループは、お取引先の皆様とわたくしたちと共に取り組んで頂きたいことを、「お取引先様と共有をお願いしたい事項」として取りまとめさせていただきました。

お取引先様におかれましては、上記事情ご賢察の上、よりよい社会の実現をめざして課題の解決に取り組んで頂くとともに、皆様のお取引先様にも本主旨にご賛同頂くべく、お取引計らい賜れば幸いです。何卒、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

別添：「お取引先様と共有をお願いしたい事項」

お取引先様と共有をお願いしたい事項

1. (自覚・責任)

企業活動の基盤は社会からの信頼にあるとの基本認識のもと、企業の社会的責任を自覚し、それぞれの事業を通じた人・社会・地球環境のよりよい関係を構築すること。

2. (説明責任・透明性)

企業活動における説明責任の重要性を認識し、企業活動の透明性を保つとともに、社内外に対して適切な情報開示に努めること。

3. (法令等の遵守と公正・公平・誠実)

法令や国際規範をいついかなるときも遵守し、ステークホルダーに対して、また、従業員相互間においても、常に公正で公平かつ誠実に対応すること。

4. (ステークホルダーの尊重)

顧客、取引先、株主、協力会社、行政機関、地域社会、従業員などのステークホルダーから信頼される存在であるために、ステークホルダーを尊重し、密接なコミュニケーションを実施すること。

5. (人権の尊重)

すべての人の尊厳と権利を尊重し、人種、性別、宗教など、事由の如何を問わず、不当な差別を行わないこと。

6. (雇用・労働)

一切の強制労働や児童労働を行わないこと。経営に携わる者は、人々の多様性を尊重し、従業員が安全で心身ともに健康にその能力を最大限に発揮できる環境を整備し、人材を活かす経営を実施すること。

組合結成の自由と団体交渉権を含む従業員の権利を尊重し、密接な対話を通じて、従業員との良好な関係を構築すること。

7. (環境・安全)

環境負荷の低い製品・サービスを提供するとともに、自らの事業においても、環境負荷の低減及び生態系を含む環境を保護すること。

安全は企業存立の基盤をなすものであり、安全の確保は企業の社会的責任であるとの認識に基づいた企業活動を継続すること。

8. (公正な事業慣行)

公正・誠実な態度で企業活動を行い、節度を保ち、賄賂を含むあらゆる形態の腐敗に関与せず、市場での公正な競争を通じ、社会、経済の健全な発展に貢献すること。

反社会的勢力・団体に毅然とした態度で対応し一切の関係を持たないこと。

9. (顧客満足)

顧客との約束である契約を遵守し、提供する製品・サービスの安全性・品質の確保に全力を尽くすとともに、顧客との対話や研究開発の推進を通じて常に顧客の満足を追求すること。

10. (情報管理)

企業活動において、法令等に基づき必要とされる記録、報告などを適正に行い、記録を保管するとともに、顧客、取引先、自社などの秘密情報が漏洩することのないよう適切な情報管理を実施すること。

11. (科学・技術)

他者及び自らの知的財産権の重要性を認識しこれを尊重すること。

12. (コミュニティ貢献)

事業そのものを通じて広く社会へ貢献するとともに、各国・地域の文化や習慣に対する理解を深め、良き企業市民として地域社会からの要請・期待に応える活動を実施すること。

以上

沿革

2014年 11月 1日 制定

2022年 7月 1日 商号変更により一部改訂